

個人向け国債の初期利子及び中途換金調整額の計算方法の変更について

○適用対象

2016年5月16日発行分以降の銘柄^(注)について適用

(注) 固定3年第71回債以降、固定5年第61回債以降、変動10年第73回債以降

○変更後の計算方法

一 初期利子計算方法

初期利子 = 額面金額 × 初期利子の適用利率/100 × $\frac{(1/2 - \text{初期利子支払期の6ヵ月前の日から発行日までの日数}/365)}$

(注1) 「初期利子支払期の6ヵ月前の日から発行日までの日数」については、片端入れとする。但し、初期利子支払期の6ヵ月前の日が発行日と同日となる場合には、その日数は零とする。二において同じ。

(注2) 括弧 () 内では端数処理を行わず、最後の計算結果に円未満の端数が生じた場合は切捨てとする。

二 中途換金調整額計算方法

1. 中途換金に係る買取りが当該個人向け国債の第3期利子支払期以後において行われる場合（変更なし）

中途換金調整額 = 額面金額 × 中途換金日の直前の適用利率/100 × 1/2 × 79.685/100
+ 額面金額 × 中途換金日の直前の適用利率/100 × 1/2 × 79.685/100

2. 中途換金に係る買取りが当該個人向け国債の第2期利子支払期から第3期利子支払期の前日までの間において行われる場合

中途換金調整額 = $\frac{[\text{額面金額} \times \text{初期利子の適用利率}/100 \times \frac{(1/2 - \text{初期利子支払期の6ヵ月前の日から発行日までの日数}/365)]}{\text{額面金額} \times \text{第2期利子の適用利率}/100 \times 1/2 \times 79.685/100} \times 79.685/100$

3. 中途換金に係る買取りが当該個人向け国債の初期利子支払期から第2期利子支払期の前日までの間において行われる場合

中途換金調整額 = $\frac{[\text{額面金額} \times \text{初期利子の適用利率}/100 \times \frac{(1/2 - \text{初期利子支払期の6ヵ月前の日から発行日までの日数}/365)]}{(\text{第2期利子の適用利率} \times \text{初期利子支払期から中途換金日までの日数}/365) \times \text{額面金額}/100} \times 79.685/100$

4. 中途換金に係る買取りが当該個人向け国債の初期利子支払期の前日までの間において行われる場合

中途換金調整額 = (初期利子の適用利率 × 発行日から中途換金日までの日数/365) × 額面金額/100

(注1) 上記3. ～4. の計算式において、「初期利子支払期から中途換金日までの日数」及び「発行日から中途換金日までの日数」については、従来通り、片端入れとする。
但し、中途換金日が利子支払期と同日となる場合には、その日数は零とする。また、その日数が183日の場合には、その日数を365で除した値は2分の1とする。

(注2) 上記2. ～4. の括弧 () 内は、従来通り、小数点以下第7位まで算出し、第8位以下を切り捨てる。

(注3) 上記2. ～3. の括弧 { } 内では端数処理を行わず、括弧 [] 内の計算結果に円未満の端数が生じた場合は切捨てとする。

(注4) 上記1. ～3. の計算式において、加算する前のそれぞれの計算結果に円未満の端数が生じた場合は切捨てとし、1円に満たない場合は零とする。

(注5) 上記4. の計算式の計算結果において、円未満の端数が生じた場合は切捨てとし、1円に満たない場合は零とする。